4　特定求職者が、法第十二条第一項の規定による公共職業安定所長の指示により第一項に規定する認定職業訓練を受講した場合における第十三条の規定の適用については、第一項に規定する認定職業訓練から実践訓練（同項に規定する認定職業訓練を除く。）まで若しくは公共職業訓練までの連続した受講又は基礎訓練から同項に規定する認定職業訓練まで若しくは同項に規定する認定職業訓練を経て公共職業訓練までの連続した受講（公共職業安定所長が認定したものに限る。）は、連続受講とみなす。この場合において、第十三条中「公共職業訓練であって、当該連続受講に係る基礎訓練及び公共職業訓練のいずれについても職業訓練受講給付金の支給を受けた場合にあっては、当該基礎訓練及び当該公共職業訓練）、当該認定職業訓練等が連続受講に係る基礎訓練であって、当該連続受講に係る公共職業訓練が終了した日前にやむを得ない理由により受講を取りやめた公共職業訓練である場合にあっては、当該基礎訓練」とあるのは「認定職業訓練等であって、当該連続受講に係る複数の認定職業訓練等について職業訓練受講給付金の支給を受けた場合にあっては、当該連続受講に係る職業訓練受講給付金の支給を受けた全ての認定職業訓練等）、当該認定職業訓練等が連続受講に係る認定職業訓練等であって、当該認定職業訓練等より後に当該連続受講に係る認定職業訓練等があり、かつ、これを受講した場合に、当該後に受講した認定職業訓練等が終了した日前にやむを得ない理由によりこの受講を取りやめた場合にあっては、当該連続受講に係る職業訓練受講給付金の支給を受けた全ての認定職業訓練等、当該認定職業訓練等が連続受講に係る認定職業訓練等であって、当該連続受講に係る認定職業訓練等のうち職業訓練受講給付金の支給を受けた認定職業訓練等が第一項に規定する認定職業訓練等のみである場合にあっては、当該認定職業訓練等、当該認定職業訓練等が連続受講として受講していない認定職業訓練等であって、当該認定職業訓練等が第一項に規定する認定職業訓練等である場合にあっては、当該認定職業訓練等」と、「公共職業訓練であって、当該連続受講に係る基礎訓練」とあるのは「最初に受講する認定職業訓練等以外の認定職業訓練等であって、現に受講している認定職業訓練等より前に受講した当該連続受講に係る認定職業訓練等」と読み替えるものとする。

（職業訓練の実施に関する経過措置）

第四条　施行日前に認定職業訓練を受けることにより習得される技能及びこれに関する知識と同等の技能及び知識が習得される職業訓練として厚生労働大臣が定めるものを行った者については、第二条第一号ロ(1)及び同号リ(3)の規定の適用については、認定職業訓練を行った者とみなす。この場合において、同号ロ本文中「過去に」とあるのは「過去に申請職業訓練を行う施設の所在する都道府県と同一の都道府県において」と、「認定職業訓練（法第四条第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下同じ。）」とあるのは「附則第四条に規定する厚生労働大臣が定める職業訓練（以下この号において「附則第四条職業訓練」という。）」と、同ロ(1)本文中「当該認定職業訓練」とあるのは「当該附則第四条職業訓練」と、「単位の認定職業訓練」とあるのは「単位の附則第四条職業訓練」と、「知識（(ii)において「基礎的技能」という。）を付与するための認定職業訓練（以下「基礎訓練」という。）」とあるのは「知識を付与するための附則第四条職業訓練」と、「基礎訓練」とあるのは「当該附則第四条職業訓練」と、「認定した」とあるのは「認めた」と、「次に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、二以上」とあるのは「が、連続する二以上」と、「次に定める割合」とあるのは「百分の三十」と読み替え、同(1)(i)及び(ii)は適用せず、同号リ(3)中「認定職業訓練に係る職務の遂行に関し不正の行為をしたことを理由として、法第四条第二項の規定により同条第一項の認定の取消しを受けた者又は過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に関し不正の行為をしたことにより、当該認定職業訓練が同条第一項各号のいずれかに適合しないものと厚生労働大臣が認めた者（当該認定の取消しを受けた者又は当該厚生労働大臣が認めた者」とあるのは「附則第四条職業訓練に係る職務の遂行に関し不正の行為をした者（当該不正の行為をした者」と読み替えるものとする。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第五条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第四十五の五号の次に次の二号を加える。

四十五の六	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）に係る申請等　第四条第一項の職業訓練の認定の申請
四十五の七	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）に係る申請等　第四条の認定職業訓練に関する事項の変更の届出及び第五条の認定職業訓練の修了者等の就職に関する状況の報告

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第六条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　機構法第十四条第一項第八号に規定する職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項の規定による認定に関する事務に関する事項

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第七条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表に次のように加える。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）	第二十六条の規定による帳簿の備付け及び保管